

1. (カードの利用)

貸越専用カードローンまたは普通貸越専用(以下「カードローン」といいます。)について発行した個人向けカードローンカード・事業者カードローンカード(個人・法人)(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれの当該口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、事業者カードローンカード(個人・法人)でのご利用については、当行およびゆうちょ銀行、セブン銀行の現金自動預入払出兼用機、ファミリーマートおよびローソン店舗設置の現金自動預入払出兼用機に限りです。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して借入の返済(以下「返済」といいます。)をする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して貸付金の支払(以下「借入」といいます。)を受ける場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を口座から借入により、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預金機による返済)

- (1) 預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限りです。また、1回あたりの返済は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による借入)

- (1) 支払機を使用して借入をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および借入請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による借入は、支払機の種類により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入は当行所定の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して借入をする場合には、借入金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が借入することのできる金額(当座貸越を利用できる限度額)をこえるときは、その借入はできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を口座から借入により、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における借入については、通帳および借入請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用してカードローンの返済、あるいは借入をする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機または振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、カードローンの返済、あるいは借入時に、通帳および借入請求書なしでその借入をした口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の借入時に、通帳および借入請求書なしでその借入をした口座から自動的に引落します。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱)

- (1) 停電、故障等があったときはカードの利用ができません。
- (2) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードによる返済・借入金額等の通帳記入)

カードにより返済した金額、借入した金額、自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ借入を行います。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証等は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

9. (偽造カード等による借入等)

偽造または変造カードによる借入については、本人の故意による場合または当該借入について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる借入等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該借入にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補償を請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該借入が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた借入にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。

ただし、当該借入が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補償対象額の4分の3に相当する金額を補償するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な借入が最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補償責任を負いません。
 - ① 当該借入が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
 - C. 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードの盗難にあった場合。

11. (カード暗証等の盗用による口座振替)

- (1) カード暗証等の盗用により、第三者が本人になりすまし、資金移動業者等が提供する決済サービスを利用して行われた不正な口座振替による借入については、次の各号の全てに該当する場合、本人は当行に対して当該借入にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補償を請求することができます。
 - ① 身に覚えのない決済サービスを通じた不正な口座振替による借入に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。(不正取引日より30日を越えたものは対象外とする。)
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、警察署に被害通知を行った事実を示していることその他の不正な口座振替による借入に関する事情説明が行われていること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該借入が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は、1契約あたり対象額を減額するものとします。また、多様化する金融犯罪に対応するため発生事象により都度協議のうえ補償内容を決定します。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、資金移動業者等が提供する決済サービスによる不正な借入が最初に行われた日から、2年を経過する日以後に

行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補償責任を負いません。

① 当該借入が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合。

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して暗証等が盗取された場合。

1 2. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

1 3. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

1 4. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

1 5. (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローンを解約する場合（当行からの申出により解約する場合および当座勘定で、手形交換所の取引停止処分等による解約を含みます。）またはカードの利用を取りやめる場合には、当行の窓口にお申し出ください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合。

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

1 6. (譲渡、質入れの禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 7. (規定の適用)

この規定の定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、振込規定およびカードローン取引規定により取扱います。

1 8. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(23.06)